製品プラスチックの資源化に向けた検討について（報告）

資料３－２
令和８年11月12日
環境部　総合環境課

１．背景

・海洋プラスチックごみ問題や気候変動等諸問題への対応
・令和4年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行
➡自治体はプラスチックごみの分別収集や資源化に努めるよう規定

２．製品プラスチック資源化に向けた検討事項

・市民がわかりやすく、効率的な分別・収集
・本市の分別収集状況に応じた再商品化手法の選択

３．製品プラスチック等の再商品化の方法

【指定法人ルート】容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法

【大臣認定ルート】市区町村が「認定再商品化計画」（最長3年間）を作成し、当該計画に基づくリサイクルを行う方法

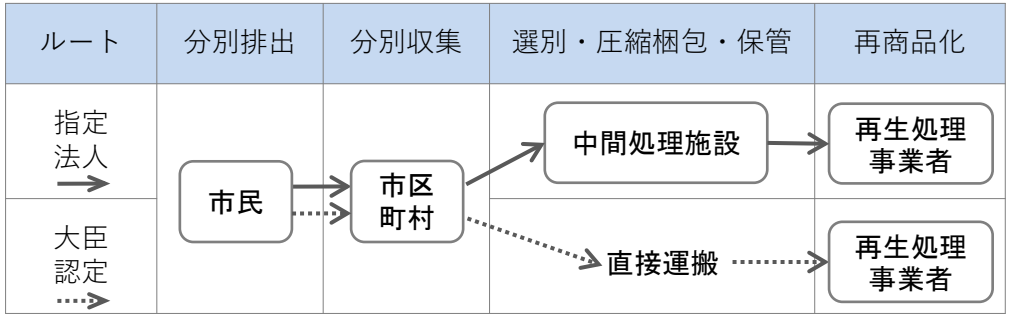

４．製品プラスチックの資源化に向けた現状と課題

【現状】
・プラスチック製容器包装は、市内の中間処理施設にて選別、圧縮、梱包後、指定法人ルートにて再資源化
・製品プラスチックは、燃やすごみとして焼却処理（熱回収）

【課題】
・現状のプラスチック製容器包装の分別を踏まえた適切な分別方法や収集運搬効率を考慮する必要がある

５．製品プラスチック資源化に向けた先行市の事例

	川崎市	千葉市	木更津市	印西市/白井市
開始日	R６．４～	R9．12～（予定）	R7．10～	R７．10～
収集手段	ステーション型	ステーション型	ステーション型	ステーション型
排出方法	透明な袋	指定袋	指定袋	指定袋
収集方法※1	プラ容器➡混合	可燃➡混合	プラ容器➡混合	プラ容器➡混合
収集対象	大部分がプラ	１００％プラ	１００％プラ	１００％プラ
資源化ルート※2 指定法人	○（材料リサイクル）		○（材料リサイクル）	○（材料リサイクル）
資源化ルート 大臣認定	○（ケミカルリサイクル/材料リサイクル）市内事業所	○（材料リサイクル）隣接自治体事業所		
再商品化内容	①材料リサイクル ‣物流パレット等 ②ケミカルリサイクル ‣ガス化（アンモニア製造） ‣コークス炉化学原料化	パレットなど		
備　考	外せない金属がある場合も排出可。			

※１ 混合：プラスチック製容器包装と製品プラスチックの混合収集
※２ 資源化ルート：令和８年上期までの情報